

ベスコマイスタークラブ 入会規約

2022年11月1日改訂

ベスコマイスタークラブ 入会規約

■ベスコマイスタークラブ入会資格

- ・弊社が定める基準及び会員規約を遵守していただける方。
- ・原則として、補修施工を直接行っている方、もしくは行う予定の方(事業主を含む)。
※過去に、規約違反や規約を厳守しただけで退会となった方(個人・企業等)は、ご入会出来ません。
※弊社の企業方針にそぐわないと判断した方は、ご入会をお断りさせていただきます。
※弊社の販売代理店・同業者(個人・企業等)の方は、ご入会できません。

●会員規約(個人・法人用)

第1条(会員資格)

1. 株式会社ベスコ(以下「ベスコ」という)が運営する会員制取引システムの入会資格は、所定の入会申込書に必要事項を記載し、本契約を承認の上、申込みをされた個人又は法人で、ベスコが入会を承認した方を会員とします。
2. 会員資格は理由の如何を問わず転貸・譲渡・貸与は出来ません。
3. 個人・法人を問わずベスコが会員に対して提供する各種サービスの適用範囲は申込みの同一住所にある申込者からの注文にのみ適用されます。よって、申込者が同一でも異なる事業所(住所)の場合は会員としての資格はありません。

第2条(会員資格の有効期限)

1. 会員資格の有効期限は、ベスコが申込者の入会を承認し、所定の年会費の納入を確認した月より翌年の同月月末迄とする。
2. 会員が、会員資格の有効期限内に翌年の年会費をベスコに対して支払った場合、会員資格は自動継続される。よって、有効期限を過ぎた場合は、自動的に会員資格が失効される。

第3条(入会金及び年会費)

1. 個人・法人会員を問わず、入会金 無料、年会費3,300円(税込)とする。但し、会員の入会を促進する際は年会費を割引くこともある。また年会費は理由の如何を問わず返却いたしません。
2. 年会費の支払は下記方法とする。
 - 1) ベスコの指定する銀行口座への振込み(振込手数料は会員の負担とする)
 - 2) マイスタープロショップでの店頭支払い
 - 3) オンラインストアでの代金引換発送及びクレジットカードでのお支払い

第4条(代金の支払方法)

1. 会員は、ベスコへの代金の支払いを下記方法で行うことができる。
 - 1) FAXでのご注文の場合は、事前の銀行振込及び商品到着時の代金引換発送でのお支払い
 - 2) 店頭でご購入の場合は、現金及びクレジットカードでのお支払い
 - 3) オンラインストアでのご注文の場合は、代金引換発送及びクレジットカードでのお支払い
2. 会員が約定による支払いを申請する場合は、別途、約定規約に基づき取決めをする。但し、現在は新規の約定支払いは、受付していない。
3. 別途支払方法が定められている場合は、指定した方法にて代金を支払うものとする。

第5条(遅延損害金)

会員がベスコに対する買掛金を約定日に支払わなかった場合は、その翌日から完済に至るまでの債務額に対し、年14.0%の割合(1年を365日とする日割り計算)による、遅延損害金を付加して支払うものとする。尚、買掛金が完済されるまでは、ご注文はお受けできないものとする。また完済後は約定でのお取引はできないものとする。

第6条(期限の利益の喪失)

会員が次の事項の1つにでも該当する場合には、会員はベスコに対する一切の債務について何らの通知、催告を受けることなく当然に期限の利益を喪失し、残債務全額を直ちに支払うものとします。

- 1) ベスコに対する債務を約定日に支払わなかった場合。
- 2) 破産・和議の申請をしたとき。
- 3) 不渡りを出したとき。
- 4) 会員資格を喪失したとき。

第7条(会員資格の喪失)

会員は、次の事項の一つにでも該当する場合には、会員資格を喪失します。尚、1)～3)に該当し資格を喪失した場合、再入会はできません。

- 1) 会員が入会時に虚偽の申込をした場合。
- 2) 会員が本規約に違反した場合及び本規約に反する行為または要求をした場合。
- 3) 会員の信用状態に重大な変化が生じた場合。
- 4) 会員が所定の退会を申請し、ベスコが受理したとき。

第8条(届出事項の変更)

1. 会員がベスコに対し入会申込時に記載した事項が入会後変更された場合、ベスコに対し速やかに書面でその旨を届け出なければならない。
2. 第一項の届出がないためベスコからの通知、又は送付書類が延着又は到着しなかった場合、それにより会員が不利益を生じてもベスコはその責を負わない。

第9条(会員に対する特典・割引サービス)

1. ベスコが会員に対して行う各種特典・サービスの内容及び販売品目は、事前の通知なく変更する場合がある。
2. 変更に伴い会員に対する各種割引特典やサービスが中止又は変更されても以下の理由の場合、ベスコは会員に対してその責を負わない。
 - 1) 物価変動・為替の変動に伴いベスコの商品仕入価格が高騰したとき。
 - 2) 製造原価、仕入原価及び人件費の増加に伴い諸経費が高騰したとき。
 - 3) 仕入先からの商品供給が遅延、変更、中止されたとき。
 - 4) その他、物理的にサービスの継続が出来なくなったとき。

第10条(会員規約及びその改定)

会員規約は、会員とベスコとの一切の契約に適用されます。又会員規約を改定する場合は事前に会員に対し通知又は公告いたします。

第11条(合意所轄裁判所)

会員は、ベスコとの間の訴訟についての所轄裁判所を、ベスコ本社の所在地を管轄する裁判所とすることに合意します。